

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日 ～ 令和9年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にする
女性社員・・・取得率を100%にする

<対策>

- 令和6年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和7年 1月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する
- 令和7年 1月～ 育児休業等業務代替手当制度を導入する
掲示板および規程等による社員へ制度の周知

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の子の看護休暇制度の有給制度の導入。

<対策>

- 令和7年 1月～ 制度導入
就学前の子1人に対し、2日/人 最大2人まで。
掲示板および規程等による社員への看護休暇制度の周知

目標3：令和7年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年10月～ 各部署毎に問題点の検討・対策
- 令和7年 4月～ ノー残業デーの実施
掲示板などによる社員への周知（毎月）